

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年四月一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 海老原 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 葛飾吉川松伏線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
吉川市保一丁目九一番地先から同市大字平沼字町東側二一九番一地先まで	吉川市保一丁目九〇番地先から同市大字平沼字町西側一九四番一地先まで	区 間
二二・〇〇〇 三九・一〇	八・八〇〇 三四・五〇	敷地の幅員 (メートル)
九八二・五〇	九八三・六三	(メートル) 延 長
		備 考

旧道の一部は令和四年四月一日付けで吉川市に引き継ぎ、残区間は県道越谷流山線として管理する。